

お取引時の確認にご協力ください

広島県信用組合

預金口座の開設や200万円を超える現金のお預入れやお引出し、10万円を超える現金振込などを行う場合には、法律によりご本人様を証明する書類の提出が義務付けられています。

また、ご本人様の確認に加え、職業・事業内容やお取引の目的、法人のお客さまの場合、実質的支配者（25%を超える議決権を有しておられる方）がおいでのなる場合には、その方のお名前、ご住所、生年月日について確認させていただきますので、お手数をおかけしますが、なにとぞご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類（3. 提示が求められる本人確認書類をご確認ください）を提示のうえ、お振込みください。

A T Mでは10万円を超える現金の振込みはできません。（当組合A T Mは現金振込みは取扱っておりません。）

2. 預金口座を通じて振込みを行う場合

A T M・窓口のいずれにおいても、従来と同様の方法でお振込みいただけます。

※ただし、口座開設時に本人確認手続きがお済でない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止するため「犯罪による収益の移転防止にかかる法律（犯罪収益移転防止法）」（平成25年4月1日改正施行）により、取引時におけるご本人の確認が義務付けられています。また、職業・事業内容やお取引の目的などの確認が追加されました。

（注）JAFIC（ジャフィック：警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）のホームページをご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

3. 提示が求められる本人確認書類

(1) 個人の場合

顔写真があるもの (1種類で可)	○運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、旅券〔パスポート(2020年2月3日以前に申請した日本国発行のものに限る)〕など。 ○上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの。
顔写真がないもの (2種類が必要)	○各種健康保険証、各種年金手帳、共済組合の組合員証・加入者証など ※上記2種類または上記1種類に住民票の写し、戸籍の附票の写し、現住所の記載のある補完書類〔税金・公共料金の領収書(携帯電話の領収書を除く)で領収日付が6か月以内のもの〕などをあわせてご提示ください。

(2) 法人の場合

法人	登記事項証明書、印鑑登録証明書のほか、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの。
来店された方	(1) 個人の場合の確認書類が必要です。

4. ご本人の確認が必要なお取引

- (1) 預金口座の開設、貸金庫、保護預かりなどのお取引を開始される時
- (2) 200万円を超える現金のお預入れやお引出しをされる時
- (3) 10万円を超える現金による取引(お振込みや当組合を支払場所とする小切手の店頭提示により振出人以外の第三者が現金をお受取になるとき)
- (4) 金銭の貸借
- (5) 有価証券の売買
- (6) 保険契約
- (7) でんさいサービス利用申込 など

これら以外のお取引についても、ご本人の確認をさせていただくことがあります。
ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

以上